

松本市国保の特定健診受診率は42.5%です。

➡松本市では、平成20年度から松本市国民健康保険加入者の特定健診を実施しています。
しかし、健診受診率は国の目標とする60%に届いていません。

なぜ受診率の向上が必要か？

➡特定健診は、健康管理や生活習慣病の早期発見・予防のために実施していますが、その他にも受診率は松本市国保の運営財源となる国・県からの補助金に影響します。

「検査結果書」の目的

➡医療機関で定期的に検査を受けられている場合、検査結果書を松本市に提出することで、特定健診を受診したこととみなし、受診率の向上や市の保健事業への利活用に役立てることができます。（ただし特定健診基本健診の全項目を満たしている場合のみに限ります）

※提出後は、特定健診受診者とみなし、ハガキ・電話等での受診勧奨は行いません。

提出手順

検査結果の提供に同意いただける場合は、下記の手順で提出をお願いします。

【手順1】 受診券発送の封筒（緑色）に同封の「検査結果書」を確認

【手順2】 「検査結果書」の本人記入欄を記入

【手順3】 医療機関（かかりつけ医）へ提出
（医療機関から松本市へ検査結果書が提出されます）

☐ 特定健診・人間ドックを受診された方は、検査結果書は提出できません。

（年度内にいずれかひとつを選択いただけます）

☐ 検査結果提供をするにあたり、費用は一切かかりません。

☐ 検査結果提供は任意であり強制ではありませんが、できる限りご協力をお願いします。

☐ 検査結果提供に同意しない場合の提出は不要です。

医療機関の皆さまへ

本様式【令和8年度 松本市特定健康診査に相当する情報提供（検査結果書）】の取り扱いについては、別途通知したとおりとなりますので、ご協力をお願いいたします。

【注意点】

定期的な医療機関受診の検査の中で、特定健診項目を満たしていない場合は、特定健診の実施や受診勧奨をしていただきますようお願いいたします。